

## 【適格認定における学業成績の基準】

区分	学業成績の基準
廃止	<p>次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。</li> <li>修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目的単位時間数。下記に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の6割以下であること。</li> <li>履修科目的授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。</li> <li>下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連續して該当すること（下記に示す「停止」の区分に該当するものを除く）。</li> </ol>
停止	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連續して該当すること（2回目の警告が「警告」の区分の2. に掲げる基準のみに該当することによる場合に限る。ただし、連續して3回該当する場合は除く）。
警告	<p>次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下であること（上記の「廃止」の区分の2. に掲げる基準に該当するものを除く）。</li> <li>GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 (次のア、イに該当する場合を除く) <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合</li> <li>イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合</li> </ul> </li> <li>履修科目的授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分の3. に掲げる基準に該当するものを除く）。</li> </ol>

※修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。